

瑞 廢 審 第 号  
平成 3 1 年 月 日

瑞穂市長 棚 橋 敏 明 様

瑞穂市廃棄物減量等推進審議会  
会 長 平 田 芳 子

一般廃棄物処理基本計画の策定（改訂）について（答申）案

平成 3 0 年 6 月 1 1 日付け瑞環第 1 9 9 号で諮問のあった一般廃棄物処理基本計画の策定（改訂）について、瑞穂市の廃棄物処理事業を取り巻く諸情勢を踏まえ、慎重に審議を重ね検討した結果、ここに審議会としての結論を得たので、下記のとおり答申する。

記

1 一般廃棄物「ごみ」処理基本計画策定（改訂）について

瑞穂市の一般廃棄物の処理方法については、平成 2 6 年 3 月に策定された一般廃棄物処理基本計画（以下、「前計画」という。）に基づき、穂積地区におけるプラスチック製容器包装のステーション収集開始など資源化のための方策が行われ、可燃物の中から資源になるごみを分別し抜き出すという観点からは一定の成果があったと思われる。

しかし、地区によりプラスチック製容器包装の収集回数が異なっていること、可燃ごみ収集回数変更の検討が行えていないこと、高齢者や障がい者に対するごみ出しの支援が行えていないことなど、計画の推進は道半ばであると考ええる。

また、前計画で掲げた数値目標のうち、リサイクル率は民間事業者による古紙などの回収量を把握してリサイクル率に算入することとしたが、民間事業者による回収量には他市町村から持ち込まれた資源を含むと推測されることから、市民のリサイクルの努力を反映した値とは言えないと考える。

本計画は平成 2 1 年 3 月に策定した 1 5 年計画の後期計画であることから、リサイクル率の数値目標は前計画を踏襲し維持するが、5 年後の第 2 次計画策定に向けて市民のリサイクルの努力が反映できる数

値目標設定のための調査を行うとともに、次に示す付帯事項に取り組むことを要望する。

#### ◇ 付帯事項

- (1) 可燃ごみの収集回数は、全国でも約9割の自治体が週2回以下であることから、可燃ごみの収集回数を3回から2回に減らし、ステーションでの資源の収集回数を増やす方策を行うこと。
- (2) プラスチック製容器包装の収集回数を全市で統一するとともに、資源の持ち込み拠点の場の整備し、資源を分別しやすい環境を整える方策を行うこと。
- (3) 現在、粗大ごみとプラスチック製容器包装などの持ち込み施設として運用している美来の森は、市民の持ち込みと作業で敷地内は混み合っている。(2)の施策により巣南集積場などを資源の持ち込み拠点として整備することで美来の森を粗大ごみ専用とすることが可能になる。これにより、開場日数の増加や持ち込まれた粗大ごみのリユース拠点として活用できる可能性があることから、運用方法の見直しと施設の整備を行うこと。
- (4) 現在市内13箇所に設置してある飲料用空き容器自動回収機については、資源の収集回数が増加し資源ごみの持ち込み拠点が整備された段階で、利用状況を踏まえて運用方法の見直しを行うこと。
- (5) 市民が可燃ごみとして出したごみに含まれる「分別されていない資源」の割合を把握する方法を検討し継続的に調査を行うこと。
- (6) ごみをステーションまで持ち出すことが困難な高齢者世帯や障がい者世帯に対するごみ出しの支援や、空き家に残されたごみの処理など、福祉部門と連携した支援の方策を行うこと。
- (7) 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導を徹底し、計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じること。
- (8) 市民のごみ分別意識を高めるため、市は廃棄物減量等推進員連絡会議を通じて出前講座を紹介し、関心を深めてもらえるよう、わかりやすい情報提供を進めるとともに、前計画同様に市民・事業者・行政の役割を明確にし、協働による計画にすること。

以上